平成16年7月の災害等に関する補足説明資料

平成16年9月13日 国土交通省河川局

災害対策の体系

人命救助•施設被害防止

対策全般 災害対策基本法

災害予防(災害や分野ごとに規定)

河川法、砂防法、地すべり等防止法 地震防災対策特別措置法 活動火山対策特別措置法 等

災害応急対策 (活動主体や分野ごとに規定)

水防法、消防法、自衛隊法、警察法等

災害復旧事業

公共土木施設復旧事業費国庫負担法 農水施設災害復旧事業費国庫補助法 激甚災害法 等

被災者の生活支援

事前対策

損害保険への加入

災害直後の支援(物的支援等)

災害救助法

(炊き出し・避難所設置・仮設住宅建設等) 感染症予防法による消毒等 廃棄物処理法によるゴミ処理等

生活再建対策(金銭支援等)

被災者生活再建支援法による金銭支給災害用慰金支給法による用慰金支給等災害減免法による所得税減免地方税法による税の減免住宅金融公庫による災害復興住宅融資義援金の支給等

被災直後の支援(物的支援)

災害救助法(都道府県による住民への物的支援)

適用対象

全壊世帯数が一定数以上の市町村(知事が指定)

人口5,000人未満:30世帯 人口300,000人以上:150世帯 (半壊は1/2世帯、床上浸水は 1/3世帯として計算)

費用分担

原則は国1/2、都道府県1/2 (地方税収入により、国庫負担増)

対象項目

- ・被災者の救出
- ・炊き出し等による飲食物の供与
- ・衣服、寝具その他の生活必需品の貸与
- •医療、出産、埋葬
- ・避難所の設置、仮設住宅の建設
- ・住宅応急修理(窓の板張り、屋根のシート等の最低限のもの)
- ・住居又はその周辺の土石等障害物の除去
- ・学用品の給与

感染症予防法(都道府県が市町村に指示して市町村が実施)

感染症の蔓延防止のため、浸水地域等を消毒(市町村が費用負担)

- ・消毒のため、消石灰、クレゾール液等を住民へ配布
- (一人暮らし高齢者世帯については、市町村が直接消毒)

廃棄物処理

	宅地外への排出	宅地外からの運搬・処理		
家屋・宅地内の泥	被災者 ボランティア 自衛隊 等	市町村 (廃棄物処理法) (都市災害復旧事業) 費用分担 国1/2、市町村1/2		
家具・電化製品等の粗大ゴミ		市町村		
倒壊家屋等のガレキ	市町村 (原則は被災者だが実態 は市町村が処理)	(廃棄物処理法) 費用分担 国1/2、市町村1/2		
被災自動車	被災者 (被災者自身が自動車保険等で費用負担。ただし、エコノ ミー車両保険では水害が保険対象外の場合がある)			

生活再建対策(金銭支援)

適用条	件·纷	医囊肿	法滴用领	※宝
	11.9	ᅛᅜᄶᄓᄼ		ベロ

全壊世帯数が10世帯以上の市町村

全壊世帯数が5~9世帯の市町村(「災害弔慰金支給法」のみ)

	一		<支統 物品購	300万円を支給(年収条件等あり) 給対象> 請入費、医療費、移転費等(最高100万円) は中ででは、はで家賃等(最高200万円)	費用分担 国1/2 都道府県1/2	
	災害用	災害弔慰金 (死亡した場合)		生計維持者:500万円支給その他の者:250万円支給	費用分担 国1/2	
関する法律の支給等	慰金の	災害障害見 (重度障害		生計維持者:250万円支給その他の者:125万円支給	都道府県1/4 市町村1/4	
	災害援護 の貸付		最高350万円を10年間貸付 (年収条件等あり) (最初3年は無利子、その後は年3%)	費用分担 国2/3 都道府県1/3		

住宅支援•保険•税•義援金

公営住宅の斡旋

- ・地方自治法の「行政財産の目的外使用」によって空家に入居可
- ・入居者資格を満たす場合は、「特定入居」として公募によらず入居可

災害復興住宅融資(住宅金融公庫)

・被災者に対し通常金利3.00%を2.10% (7/16現在)として最大2,750万円を融資 (建設・購入の場合の融資条件:住宅に5割以上の被害)

保険

・水災にも対応した火災保険、自動車保険等の損害保険(新潟・福井豪雨合計で 火災保険10,000件130億円、自動車保険9,400件74億円を支払い)

税

- ・災害減免法により、住宅・家財の5割以上の損失で所得税減免
- ・地方税法により、条例で定めるところにより住民税・固定資産税の減免

義援金の配布(赤十字等で収集し、県の義援金配分委員会で配分)

新潟豪雨: 死者、住宅全壊世帯に200,000円

福井豪雨: 全半壊・損壊・床上浸水の世帯に100,000円

東海豪雨: 死者に200,000円、重傷、全壊世帯に100,000円

各種被災者生活再建支援制度

- 1. 災害救助(厚生労働省所管)
- (1)根拠法:災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)
- (2)対象災害(令1条)
 - ○全壊世帯数が以下の数以上の市町村(特別区及び政令市の区を含む。)

市町村人口5,000人未満	30
市町村人口5,000人以上15,000人未満	40
市町村人口15,000人以上30,000人未満	50
市町村人口30,000人以上50,000人未満	60
市町村人口50,000人以上100,000人未満	80
市町村人口100,000人以上300,000人未満	100
市町村人口300,000人以上	150
(半壊は1/2世帯、床上浸水は1/3世帯として計算)	する。)

○全壊世帯数が以下の数以上の都道府県内では、上表の全壊世帯最低数値は半分とする

都道府県人口100万人未満1,000都道府県人口100万人以上200万人未満1,500都道府県人口200万人以上300万人未満2,000都道府県人口300万人以上2,500

- ○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた災害
- (3) 救助の種類(法23条)
 - ① 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ④ 医療及び助産
 - ⑤ 災害にかかつた者の救出
 - ⑥ 災害にかかつた住宅の応急修理
 - ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ⑧ 学用品の給与
 - 9 埋葬
 - ⑩ 死体の捜索及び処理
 - ① 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (4)費用分担(法36条)

国1/2~9/10、都道府県1/2~1/10 (地方税収入によって比率は異なる)

災害救助法適用状況(平成13年度~)

災 害 名	都道府県	法適用日	法 適 用 市 町 村	
【平成13年度】 〇9月6日の大雨	高知県	9月 6日	土佐清水市、幡多郡大月町	
〇台風16号	沖縄県	9月 8日 9月11日	沖縄市渡名喜村	
計	2県		4市町(2市1町1村)	
【平成14年度】 〇台風6号	岐阜県	7月10日	大垣市	
	岩手県	7月11日	東山町	
計	2県		2市町(1市1町)	
【平成15年度】 〇7月梅雨前線豪雨	福岡県	7月19日	飯塚市、穂波町、福岡市、太宰府市、志免町	
	熊本県	7月20日	水俣市	
〇宮城県北部地震	宮城県	7月26日	南郷町、矢本町、鳴瀬町、河南町、鹿島台町	
〇台風10 号	北海道	8月 9日	平取町、門別町、新冠町	
計	4道県		14市町(4市10町)	
【平成16年度】 〇7月梅雨前線豪雨	新潟県	7月13日	三条市、見附市、栃尾市、三島町、和島村 長岡市、中之島町	
	福井県	7月18日	福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町	
〇台風10号	徳島県	7月31日	上那賀町、木沢村	
〇台風15号	高知県	8月17日	大川村	
	愛媛県	8月17日	新居浜市	
〇台風16号	香川県	8月30日	高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、 庵治町、直島町、多度津町、坂出市、 観音寺市、内海町、土庄町、牟礼町、詫間町	
	宮崎県	8月30日	高岡町、椎葉村	
	愛媛県	8月30日	大洲市	
	岡山県	8月30日	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、日生町、 牛窓町、邑久町、寄島町、備前市	
〇台風18 号	広島県	9月 7日	呉市、倉橋町	
計	9県(延10県)	43市町村(20市19町4村)	

※厚生労働省資料(平成15年度分まで)及び発表資料(平成16年度)をもとに国土交通省で作成

- 2. 災害 明 慰金・障害 見 舞 金 の 支 給、災害 援 護 資 金 の 貸 付 (厚 生 労 働 省 所 管)
- 2-1 災害弔慰金・災害障害見舞金
- (1)根拠法:災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)
- (2)対象災害(令1条)
 - 〇災害救助法適用市町村を含む都道府県
 - 〇全壊5世帯以上の市町村を3以上含む都道府県
 - 〇全壊5世帯以上の市町村
 - 〇上記と同等の災害
- (3)支給金額(法3条、法8条)
 - 〇災害弔慰金(死亡した場合)

生計維持者500万円、その他の者250万円 ○災害障害見舞金(重度障害の場合) 生計維持者250万円、その他の者125万円

- (4)費用分担(法7条)
 - 〇国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 2-2 災害援護資金
- (1)根拠法:災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年9月18日法律第82号)
- (2)対象災害(令10条)
 - 〇災害救助法適用市町村
- (3)支給金額(法10条)
 - 〇災害援護資金

貸付額:最高350万円(貸付期間10年) 金利:最初3年は無利子、その後は年3%

所得制限:430万円(2人世帯)、620万円(3人世帯)、730万円(4人世帯) 1,270万円(住宅が全壊した世帯)

- (4)費用分担(法11条、法12条)
 - ○国2/3、都道府県1/3
 - 〇国は都道府県に無利子で貸付
 - ○都道府県は市町村に無利子で貸付

- 3. 被災者生活再建支援金の支給(内閣府所管)
- (1)根拠法:被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)
- (2)対象災害(令1条)
 - 〇災害救助法適用市町村
 - 〇全壊10世帯以上の市町村
 - ○全壊10世帯以上の市町村に隣接する全壊5世帯以上の市町村
 - 〇上記と同等の災害
- (3)対象世帯(令2条)
 - ○全壊又は解体せざるを得ない半壊世帯
 - 〇大規模半壊世帯(「支給項目②」のみが対象で最高100万円)
- (4)支給金額(令3条)
 - 〇支給項目① 最高100万円
 - ・生活必需品の購入費又は修理費
 - ・災害による傷病の医療費
 - 引越費用及び引越交通費
 - ・住宅を賃貸する際の礼金
 - 〇支給項目② 最高200万円
 - -賃貸住宅の家賃
 - 住宅の解体・撤去・整地費用
 - ・住宅の建設・購入のための借入金の利息
 - ・ローン保証料等の諸経費
 - 〇年収500万円以上では最高額が1/2
 - ○単身者は最高額が3/4
- (5)費用分担(法18条)
 - 〇国1/2、都道府県1/2
- (6)年収等の条件(法3条)
 - 〇500万円未満
 - ○500~700万円(45歳以上又は要援護世帯のみ)
 - ○700~800万円(60歳以上又は要援護世帯のみ)

(参考)

東海豪雨時は、法改正前なので1世帯当たり最高100万円であり、18世帯に計1,347万円を支給

被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について

(平成16年7月30日現在)

年 法適用 年 年 日 対象災害 対象都道 府県名 市町村名	j.	F/月30日現在 <i>)</i>	
	支援金	支援金の支給状況	
	既支給 世帯数	支援金支給額 (千円)	
6/29 6月末豪雨災害※ 広島県 全県適用	65	53,685	
熊本県 全県適用	106	80,375	
山口県 下関市、宇部市、山口市、防府市、小! 市、大畠町、秋穂町、阿知須町、山陽町		61,571	
愛知県豊橋市	37	28,545	
福岡県北九州市	12	6,857	
合 計	238	177,349	
10/28 10 月末豪雨災害※ 岩手県 軽米町	21	17,600	
3/31 有珠山噴火災害※ 北海道 全道適用	262	213,549	
6/26 三宅島噴火災害 東京都 三宅村	1,484	1,177,888	
愛知県 名古屋市、半田市、東海市、大府市、 市、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町 市、阿久比町、東浦町、美浜町、稲武町		6,212	
岐阜県 上矢作町	9	7,261	
- 合計	18	13,472	
鳥取県 全県適用	366	280,971	
10/6 鳥取県西部地震※ 島根県 安来市、伯太町	20	17,278	
合 計	386	298,249	
3/24 芸予地震※ 広島県 呉市	52	42,508	
9/6 高知県 土佐清水市、大月町	30	24,252	
9/8-11 台風16 号等豪雨※ 沖縄県 沖縄市、渡名喜村	10	6,665	
合 計	40	30,916	
7/10 岐阜県 大垣市	0	0	
H14 7/11 台風6号豪雨※ 岩手県 釜石市、東山町	0	0	
合 計	0	0	
7/18 福岡市	0	0	
飯塚市	1	699	
太宰府市 福岡県	9	6,150	
	0	0	
	4	3,532	
小計	14	10,381	
H15 7/20 熊本県 水俣市	3	1,728	
	17	12,109	
合 計			
	312	223,343	
合計 宮城県北部を 宮城県 全県海田	312 55	223,343	

※平成16 年度「6月佐賀県突風災害」7月新潟県豪雨災害」7月福井県豪雨災害」については現在、被害状況調査中のため表には計上していない

- (注)対象災害中※印は申請期間の終了した災害を示す
- (注)千円未満を四捨五入した数値である